

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号  
東急リアル・エステート投資法人  
代表者名  
執行役員 堀江正博  
(コード番号 8957)

資産運用会社名  
東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社  
代表者名  
代表取締役執行役員社長 堀江正博  
問合せ先  
執行役員 IR 部長 小井陽介  
TEL.03-5428-5828

## 利益相反対策ルールにおける「東急グループ各社」の定義の変更に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の役員会にて、自主ルールである利益相反対策ルールにおける「東急グループ各社」（以下、「グループ各社」という。）の定義の変更を決定いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由及び概要

平成 19 年 9 月 30 日付で金融商品取引法が施行されたことに伴い、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社（以下、「資産運用会社」という。）について、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」という。）で定める利害関係人等の判定方法が変更されました。この変更に伴い、従来、投信法上資産運用会社の利害関係人等に該当していた一部の法人について、法令上の利害関係人等の範囲から外れることとなったため、従前の利害関係人等の範囲を保持するために、自主ルールである利益相反対策ルールにおけるグループ各社の範囲に、資産運用会社の法令上の利害関係人等に加えて、独自の基準に基づく利害関係者を追加し、かかる者との取引についても、法令上の利害関係人等との取引と同様、利益相反対策ルールの適用対象とするものです。

#### 2. 変更の内容

グループ各社に、資産運用会社の法令上の利害関係人等である、「資産運用会社の総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該資産運用会社と密接な関係を有する者として政令で定める者（投信法第 201 条第 1 項、投信法施行令第 123 条）」に加えて、独自の基準に基づく「利害関係者」として「資産運用会社の株式を保有する会社が総株主の議決権の過半数を保有する会社（当該会社が総株主の議決権の過半数を保有する会社を含む。）」を追加するとともにその他所要の変更を行います。

<変更前>

用語	定義	具体的該当者
利害関係人等	資産運用会社の過半数の株式を所有している者、または資産運用会社と密接な関係を有するものとして投信法施行令で定められる者	東京急行電鉄株式会社（以下、東急電鉄という）及び東急不動産株式会社（以下、東急不動産という）並びにその他法令上に定められていた利害関係人等
グループ各社	① 利害関係人等 ② 利害関係人等が過半を出資する特別目的会社	・ 利害関係人等 ・ キューエフ・アセットファンディング等

<変更後>

用語	定義	具体的該当者
利害関係人等	法令上の利害関係人等（資産運用会社の親法人等・子法人等ほか）	東急電鉄（資産運用会社の親会社）及びその連結決算対象会社等
利害関係者	資産運用会社の株式を保有する会社が総株主の議決権の過半数を保有する会社（当該会社が総株主の議決権の過半数を保有する会社を含む）	東急不動産の子会社（孫会社を含む）
グループ各社	① 利害関係人等、利害関係者 ② 利害関係人等及び利害関係者が過半を出資する特別目的事業体	・ 東急電鉄及びその連結決算対象会社等 ・ 東急不動産の子会社（孫会社を含む） ・ 利害関係人等及び利害関係者が過半を出資する特定目的会社、SPC 等

以 上